

上野事務所ニュース

28年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

平成28年度の保険料率等のお知らせ

次の通りです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

①主な都道府県の平成28年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。

②介護保険料率は据え置きです。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3月分(4月納付分)から変更となります。

給与計算では4月支払分よりご変更ください。

健康保険・介護保険料率()内はH27年度の料率

		事業主負担	本人負担	合計
健 康 保 険	千葉	<u>4.965%</u> (4.985%)	<u>4.965%</u> (4.985%)	<u>9.93%</u> (9.97%)
	東京	<u>4.98%</u> (4.985%)	<u>4.98%</u> (4.985%)	<u>9.96%</u> (9.97%)
	埼玉	<u>4.955%</u> (4.965%)	<u>4.955%</u> (4.965%)	<u>9.91%</u> (9.93%)
	神奈川	<u>4.985%</u> (4.99%)	<u>4.985%</u> (4.99%)	<u>9.97%</u> (9.98%)
介護保険 (40~64歳)		0.79%	0.79%	1.58%

2. 平成28年度国民年金の保険料月額

月額 16,260円(平成27年度 15,590円)となりました。

3. 雇用保険率

4月より本人負担は0.1%、会社負担は0.15%引下げられる予定です(国会によります)。

【建設以外】本人:0.4%、会社:0.7%

【建設】本人:0.5%、会社:0.9%

雇用保険法等の改正について

65歳以後の新規雇用者への雇用保険の適用、介護休業の分割取得の導入など、労働関係6法の一括改正案が国会に提出されました。法案の中心となる雇用保険法改正案の主な内容は次の通りです。

①	失業等給付の雇用保険率の引下げ	H28.4.1 施行予定
②	介護休業給付の給付率引上げ	H28.8.1 施行予定
③	65歳以降に新たに雇用される者を適用対象とする	H29.1.1 施行予定
④	失業等給付の受給者が、早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率引上げ	H29.1.1 施行予定

②介護休業給付金の給付率が、当分の間67%へ(現行40%)引上げられます。

③65歳に達した日以後に新たに雇用されて雇用保険の適用対象となった方は、高年齢求職者給付金、就業促進手当、教育訓練給付金、育児休業給付金、介護休業給付金等の支給対象となります。

④就業促進給付の拡充として、基本手当の1/3以上を残した場合は支給残日数の60%(現行50%)、2/3以上を残した場合は支給残日数の70%(現行60%)に給付率が引上げられます。

労災保険特別加入 給付基礎日額の届け出時期について

される場合は、次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

- ①3月2日～3月31日の間に新年度分を変更
- ②年度更新時（7月10日）にその年度分を変更

◆注意点

②の場合、7月10日前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 平成27年度の給付基礎日額5,000円ですが、平成28年度の給付基礎日額を10,000円に変更する場合

- ①3月31日までに変更を届出
⇒4月1日以降いつ労災が発生しても平成28年度の給付基礎日額は10,000円。
- ②年度更新時に届出を行った場合
 - i. 4月1日～7月10日に労災発生
⇒平成28年度の給付日額は5,000円。
 - ii. 上記iの期間中に労災が発生せず
⇒平成28年度の給付基礎日額は10,000円。

3月中の変更を希望される方は上野事務所までご連絡ください。

Q&Aなぜなにどうして？

Q: 病気のためしばらく有給休暇を使って休んでいた社員がいますが、症状が重く、仕事に復帰することができずに退職することになりました。休み始めてから退職日まで有給休暇を使っていた場合でも、退職後に傷病手当金を受給することはできるのでしょうか？

A: 今回の場合、退職後に傷病手当金を受給するには、次の要件を満たしている必要があります。

1. 退職日までに“継続して”1年以上

給付基礎日額の変更が3月2日からできます。
変更を希望さ

被保険者であること

⇒1日も空きがなく継続して社会保険に加入していれば、前職までの被保険者期間を通算して考えます。

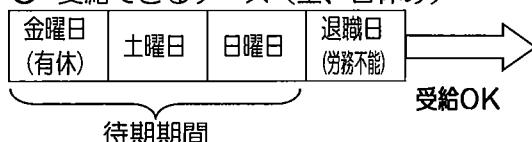
2. 退職日の前日までに連続3日以上の待期期間（労務不能の期間）があり、退職日が労務不能であること

⇒退職後に傷病手当金を受給するには、退職日の前日までに3日以上の待期期間があり、退職日が労務不能でなくてはいけません。

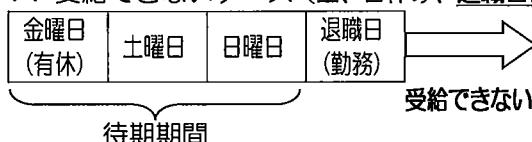
今回の場合は、退職日を含め、休み始めから退職日まで有休を取得していますので欠勤控除はありません。欠勤控除がなくても、退職日が待期期間の初日から数えて4日目になるように初回の支給申請をします。申請をしても退職日は給与が支給されているので、この1日分は不支給となります。退職日の翌日以降は支給されます。退職日に勤務すると、「退職日が労務不能である」要件を満たせず、退職後の傷病手当金は受給できなくなるのでご注意ください。

【具体例】

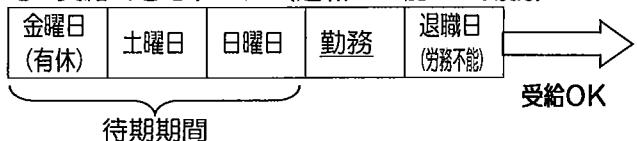
○ 受給できるケース（土、日休み）



× 受給できないケース（土、日休み、退職日に勤務）



○ 受給できるケース（退職日の前日に勤務）



また、退職後に受給する傷病手当金は、労務不能が“継続”している場合に支給されます。1日でも就労があるとその日以降傷病手当金は支給されなくなりますのでご注意ください。